

令和6年度答申第9号

令和6年10月23日

松戸市教育委員会

教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

文書等の一部開示決定に係る異議申出に対する諮問について（答申）

令和2年11月30日付け松教生社第432号をもって諮問のあった文書等一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

公益財団法人松戸市文化振興財団（以下「財団」という。）は、本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

2 本件異議申出までの経過

- (1) 財団は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）の「実施機関」ではなく、「出資法人等」である。（条例第2条第1項並びに条例第33条第1項、及び、松戸市情報公開条例施行規則（平成14年松戸市規則第12号）第14条、別表第2）
- (2) 財団は、条例第33条第1項の規定により、財団の保有する情報の一層の公開を図り、もって公正で開かれた財団の運営に資することを目的として、公益財団法人松戸市文化振興財団情報公開規程（平成14年10月1日施行。以下「規程」という。）を定めた。
- (3) 令和2年8月7日、異議申出人は、規程第6条第1項に基づき、「平成31年度の自主事業、補助事業、共催事業それぞれの記録（公演名、公演日、会場、事業費、座席数、売上座席数、収入合計、支出合計、講演者及び業者との契約書）」および「文化会館・市民劇場の非営利利用と営利利用の利用件数、日数、時間数が分かるもの」の文書等開示申出をした。
- (4) 本件開示申出に対して、令和2年8月21日付け文書等一部開示決定通知書により本件処分を行った。
- (5) 異議申出人は本件処分を不服として、令和2年9月16日付け文書等開示・非開示決定異議申出書により、本件異議申出を行った。
- (6) 異議申出人は、令和3年1月29日付け反論書を提出した。

3 本件異議申出の趣旨及び理由

異議申出人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

ア 本件処分を取り消す。

イ 平成31年度の自主事業、補助事業、共催事業それぞれの記録（公演名、公演日、会場、公演日、会場、事業費、座席数、売上座席数、収入

合計、支出合計、講演者及び業者との契約書）の開示決定を求める。

(2) 理由

①公益性が高い事業であるため、関係者の権利よりも透明性公平性が優先するため、規程第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しない。

一般的に公演チケットの値段は一般に公開されており、販売数や契約内容・金額は財団の業務内容を確認するために必須の内容である。

②財団という公的な役割を担っている組織は、条例第3条の「実施機関は、この条例の解釈及び運用にあたっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならない。」が適用されるため。

③私、〇〇〇〇は財団の運営内容を確認し認定する市議会議員としての職務があり、文書の開示を求める正当性を有していることを主張します。

なお、不開示とする理由については個別に理由を明記する責任が財団にあるため、以下の条文に則り詳細な説明を求める。

条例第10条第3項

実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。

4 処分機関の説明要旨

処分機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件異議申出を棄却することを求める。

(2) 理由

ア 事業費、座席数、売上座席数、収入合計、支出合計について

(ア) アーティストの公演料及び各種経費は本人やグループ等の「ブランド価値」によって決定されており、当財団が契約したアーティストの公演料等が公となった場合、ブランド価値を毀損するおそれがあるため、規程第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は

当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

- (イ) アーティストのチケット売上及び内訳等が公開されることはブランド価値を毀損するおそれがあるため、規程第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

イ 講演者及び業者との契約について

契約書は各種契約条件等が細かく記載されており、公演事業者の「競争上の秘密」や「経営ノウハウ」にあたる可能性があるため、規程第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの」に該当する。

ウ 文化会館・市民劇場の非営利利用と営利利用の利用件数、日数、時間数が分かるものについて

文化会館・市民劇場の非営利利用と営利利用の利用件数、日数、時間数が分かるものは、作成しないため不存在であり、規程第10条第2項に該当する。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 開示の目的について

- ア 本件において、財団は、公演者等のブランド価値の毀損のおそれを主張しているのに対し、異議申出人は、財団の事業内容の透明性・公平性の確保を主張している。

規程では、第7条において非開示となる項目が挙げられているが、規程第1条の目的に照らせば、開示による利益と開示により被る不利益の内容を慎重に検討したうえで、非開示情報該当性を判断すべきである。

- イ 財団は、松戸市の外郭団体であり、設立にあたり松戸市から資金の拠出を受けているほか、その運営においても松戸市と密接な協力関係にあり、補助金の交付など、財政的な援助も受けている。財団は行政機関とは別の法人ではあるものの、その設立や運営に公金が使用されていることから、公共性を多分に有している。とすると、財団の運営や事業内容においては透明性・公平性が強く求められ、それを担保するために、行

政機関に準じた市民による監視・監督に服するものと解する。

ただし、このような監視・監督の権利も、公益目的であるからといって無制限に認められるものではなく、他者の権利を侵害しない範囲内で認められるものと解する。とすると、財団の事業内容の透明性・公平性の確保を図るという目的は、個人情報の保護や法人情報の保護に対して優先するものではなく、規程第7条各号の非開示事由に該当する内容を開示することはできないと考える。

また、規程第3条（※異議申出人は、3(2)②において、財団は条例第3条が適用されると主張しているが、2(1)、(2)のとおり、財団は規程が適用されるものであり、規程第3条に条例第3条と同趣旨が規定されているので、規程第3条とする。3(2)③の条例第10条第3項についても、同様に、5(4)において、規程第10条第3項と解する。）では、「解釈及び運用に当たっては、文書等の開示を求める者の意思を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行うものとする。」と規定しているが、これは、開示申出人の意思を他の目的よりも優先させるという趣旨ではなく、開示・非開示の検討を行う際に、開示申出人の意思・目的も尊重するが、一方で個人情報の最大限の配慮も求められている。したがって、規程第3条をもって非開示情報を開示する根拠とはならないと解する。

(2) 本件処分（事業費、座席数、売上座席数、収入合計、支出合計）について

ア アーティスト等の公演者の出演料やその他の条件については、公演者本人またはアーティストが所属する法人との交渉により定まるものであるが、その金額や内容は、公演者の市場価値によって変動する。そして芸術・芸能活動を行っている者の市場価値は、公演者本人や作品の人気、実績、所属事務所や流行等といった様々な要素を含んだ価値（ブランド）により決まってくる。とすると、公演者のブランドは、公演者の経済活動に密接に結びつき、自身が活動を継続していくうえで欠かすことのできない要素であるものであり、保護されるべき個人（法人）の利益であると解される。そして、このブランドは、人気や流行といった不安定かつ不明確な要素から構成されており、一旦毀損されるとその回復が極めて困難なものであり、慎重に保護されるべきものとする。したがって、

公演者のブランドは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、規程第7条第3号アで保護されるものと認められる。

イ 本件処分で非開示とされた事業費や売上座席数は、公演者の出演料や人気が発現したものであり、ブランド価値そのものであると認められる。公開されることにより、公演者の契約金額等が市場に知れ渡り、出演や金額の交渉等で自由かつ対等な交渉活動が阻害される可能性が生じるなど、今後の経済活動において、著しい不利益が生じるおそれが認められる。よって、個々の事業について当該部分を非開示とした処分については、妥当であると解する。

しかしながら、「小計A」・「事業共通経費」・「主催事業費計」については、複数の事業者の実績が合わさったものであり、これを開示しても個々の公演者の事業費や売上座席数を知ることはできず、開示しても個々のブランド価値が毀損されるおそれはない。したがって、小計・合計欄については開示すべきである。

(3) 本件処分（講演者及び業者との契約書について）について

ア 財団は、契約書は規程第7条第3号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非開示としている。

イ 講演者及び業者との契約書は、各種の契約条件等が細かく記載されており、その内容については、公演事業者の競争上の秘密や経営ノウハウにあたるものが多く含まれる。競争上の秘密や経営ノウハウは、事業者が事業活動を継続して行っていく中で獲得してきたものであり、個々の事業者にとっては、営業上の財産ともいえるものである。契約書等が公開されると、競争上の秘密や経営ノウハウも公開されてしまい、営業上の財産が流出し、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある。

しかしながら、現在使用されている契約書の多くは、契約条項につき共通様式化されている部分も多く、内容の全てが事業者の競争上の秘密や経営ノウハウに該当するものではない。非開示情報に該当しない部分も多く含まれているところ、かかる部分についてまで非開示とする理由は見当たらない。

とすると、契約書については、その内容について、条項・項目ごとに非開示情報に該当するか否かを個別に判断し、そのうえで開示・非開示の判断をすべきである。

ウ かかる基準に照らすと、契約書であることをもって全てを一律に非開示とした財団の判断は妥当ではない。当審査会において、財団に対して当該文書の提出を求め、意見聴取とともにインカメラ審理を行ったところ、業者との契約書には、内容が開示相当と認められる部分が確認された。

よって、財団は、契約書の内容を精査し、改めて開示決定等の処分を行うべきである。

(4) 理由附記の不備について

規程第10条第3項は、「財団は、前2項の規定により開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示しないときは、開示申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と規定している。

非開示理由の記載を求めている趣旨は、財団の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示申出者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨である。とすると、理由附記においては、単に該当する条項を示すだけでは足りず、非開示該当箇所についての非開示理由を適用条項と合わせて示す必要がある。

本件においては、文書等一部開示決定通知書において、「事業費、座席数、売上座席数、収入合計、支出合計」および「講演者及び業者との契約書」について適用条項は示されているものの非開示理由は示されていない。よって、理由附記の不備が認められることから、財団は、改めて理由附記を行う必要がある。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。
当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 1 1 月 3 0 日	諮問書の受理
令和 6 年 5 月 8 日	第 1 回審査会（諮問の報告）
令和 6 年 6 月 2 0 日	第 2 回審査会（審議・理由説明）
令和 6 年 7 月 2 5 日	第 3 回審査会（審議・意見陳述）
令和 6 年 9 月 2 7 日	第 4 回審査会（審議）
令和 6 年 1 0 月 2 3 日	第 5 回審査会（審議）